

(別表) 中小企業官公需特定品目(例示)

区分	品目名
1. 織物	綿・スフ織物(タオル織物を含む。)、絹・人絹織物、毛織物、麻織物、メリヤス生地等
2. 外衣・下着類	制服(警察職員、消防職員、郵政職員、自衛隊員の制服等)、労働用・事務用及び衛生用(看護着、医務服、白衣、割ぼう着、エプロン等)の作業外衣、雨衣、スポーツ用外衣(スキー服、スケート服、登山服、競馬服、野球服等)、オーバーコート、スプリングコート、ジャンパー、ズボン、ドレス、スーツ、ジャケット、スカート、セーター、ワイシャツ、ブラウス、スポーツシャツ、シャツ、ズボン下等(メリヤス製品を含む。)
3. その他の繊維製品	1. 2以外のものであって以下に例示する繊維製品(メリヤス製品を含む。) じゅうたん、ネクタイ、スカーフ、マフラー、ハンカチーフ、寝具、テント、シート、日よけ、ほろ等の帆布、シーツ、テーブル掛、手ぬぐい、ナプキン、どん帳、引幕、のぼり、ひも類、ガーゼ・ほう帯等の繊維製衛生材料、柔道着・剣道着等の和装製品、主として繊維製の帽子、繊維製袋、たび、くつ下、手袋、網、魚網、網地等
4. 家具	木製・金属製の家具(机、テーブル、いす、ロッカー、キャビネット等)、マットレス、組スプリング、ブラインド、カーテンロッド等のカーテン部品、鏡縁、額縁、黒板、教壇、金庫等
5. 印刷	機械(とつ版・平版・おう版等)印刷物及び謄写印刷物、罫紙及び事務用記録帳簿等(官公庁の名称等の入った特注品は印刷とみなす。)
6. 機械すき和紙	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ちり紙、京花紙、生理用紙、タオル用紙、書道用紙、障子紙等
7. 潤滑油	潤滑油(グリースを含む。)
8. 事務用品	(1) 筆記用具 鉛筆、ボールペン、サインペン、シャープペンシル、マジックインキ、吸取紙、ペン皿、墨、墨汁、消しゴム、下敷、机上用マット、万年筆、付ペン(ペン先、ペン軸等)、毛筆、インキ、フェルトペン、白墨、インクスタンド、文鎮、すずり、絵画用品等 (2) 事務用品 ナンバーリング、チェックライター、数取器、ダイモテープライター、ホッチキス、穿孔機、パンチ、統計表示器、新聞架、計算尺、スケール、ソロバン、印章、印肉、謄写版及び謄写用器具、スタンプ、製図用具、定規、鉛筆削り器、のり、テープ等接着用具、クリップ・ピン、画びょう、ファイル等、 (3) 事務用記録帳簿(印刷に入るものは除く。) 便箋、封筒、原稿用紙、レポート用紙、バインダーリーフ、カード、記録カード、ノート類、用紙、集計用紙、決算用紙、伝票、通帳、統計表類、領収書、金銭出納帳、帳簿、給料袋、日誌、日報等

<p>9. 台所・食卓用品</p>	<p>(1) 調理用具 ほう丁、ボール、洗いおけ、水切り、ざる、しゃくし類、しゃもじ、皮むき器、手持ちかん切り、おろし器、計量スプーン、計量カップ等</p> <p>(2) 料理用具 かま、なべ、湯沸し（鉄びんを含む。）、フライパン、玉子焼き器、コップ類、飯ごう等</p> <p>(3) 飲食器 さら類、わん類、グラス・コップ類、はち類、ボール類、酒器類等</p> <p>(4) 食卓器具 ピッチャ類、ポット類、盆類、きゅうす類、茶卓、調味料入れ、ぜん、せん抜き、ようじ入れ、飯びつ等</p> <p>(5) 食料貯蔵器具 米びつ、茶筒類、ポット、水筒、弁当箱、ジャー等</p> <p>(6) ナイフ、フォーク、スプーン、はし類及び同附属品等 ナイフ・フォーク・スプーン類、れんげ、はし、はし箱、はし立て、食事用紙製品（紙コップ、さら等）、飲料用ストロー等</p> <p>(注1) 本品目は、金属製（鉄製、ステンレス製、ほうろう鉄器製、アルミニウム製等）、ガラス製、陶磁器製、合成樹脂製、木竹製、紙製等材質の如何を問わない。また、和風、洋風等形状の如何を問わない。</p> <p>(注2) なお、台所・食卓で使用されるものであっても、「民生用電子電気機械器具」（電気がま・ジャー・ポット・ホットプレート・トースター等のちゅう房用電熱用品、電気冷蔵庫等）、ガス・石油による熱調理器具（ガスレンジ等）、調理機械、「家具」（食器戸だな、調理台、ガス台、サービスワゴン等）、「繊維製品」（テーブル掛け、ナプキン等）、台所用ハンガー類、バケツ類、清掃器具、合成洗剤等は、本品目には含まれない。</p>
<p>10. 再生プラスチック製製品</p>	<p>(1) くい、さく、支柱類 標識くい、境界くい、測量くい、柵くい、線路表示くい、工事用支柱、さく等</p> <p>(2) 板、まくら木類 土止板、フェンス、配管用まくら木等</p> <p>(3) 公園施設類 ベンチ、街路樹支柱、公園のさく・くい、遊び具類等</p> <p>(4) 土木建築用資材 U字溝、溝ぶた、土管代用品、住宅用資材等</p>

※中小企業庁 平成22年度版官公需契約の手引きより引用